

重大事態に関する調査報告書の公表について
(公表ガイドライン)

習志野市教育委員会

令和4年11月7日

目 次

1	公表ガイドラインの目的と意義	1
2	公表についての基本姿勢	1
3	公表資料作成についての留意事項	1
4	公表に対する意向確認について	2
	（1）被害児童生徒及びその保護者への確認	
	（2）加害児童生徒及びその保護者への確認	
	（3）意向確認のための期間	
5	公表の仕方について	3
	（1）公表方法	
	（2）公表資料	
	（3）公表期間	

1 公表ガイドラインの目的と意義

本ガイドラインは、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査結果について、公表の方法や個人情報の取扱い等について定めたものです。学校の設置者及び学校が当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした、公正かつ適切ないじめ指導体制の構築と教育行政の推進に役立てることを目的として公表するにあたり、その基本方針を明らかにするものです。

2 公表についての基本姿勢

調査結果の公表については、文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）」（以下、「文科ガイド」）では、以下のように示されております。

調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい

「文科ガイドP13（調査結果の公表、公表の方法等の確認）」抜粋

本市においては、このことを踏まえ、

- ①公表することにより社会全体でいじめ問題を考える契機となること。
 - ②学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止へ向けた風通しの良い教育環境を創りあげることができること。
 - ③第三者機関である習志野市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」）の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保てること。
- 等の観点から、本市の個人情報保護に関わる条例等に従って公表することとします。

3 公表資料作成における留意事項

調査報告書内に特定の個人に関する情報が掲載されている場合、習志野市情報公開条例に照らし、公表の範囲を判断した上で、概要をまとめたもの（以下「概要版」）を作成します。

習志野市情報公開条例第8条第1項においては、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別されうるもの」については、原則非開示としています。この際、特定の個人が識別される基準が問題となりますが、調査報告書が公表されることによって、当該児童生徒は地域社会の生活を超えて広く大衆の目を向けられることとなること、また、一旦メディアやネットワークに載ると永久的に残ることとなり、社会の様々な立場の者から関心を持たれることを考慮し、概要版については、一般の方のみならず学校関係者等であっても、個人識別ができないように作成します。

一方で、学校の対応やいじめの実態等、個人識別に関係しない部分については、公表の範囲が限定的なものとならないように留意します。

4 公表に対する意向確認について

公表することによる関係当事者への弊害としては次のような点が懸念されます。

- ①同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定され、関係当事者の学校や地域における生活に支障が及ぶこと
- ②インターネット上での情報拡散等により、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害が起こること
- ③その後の重大事態に関する調査において、調査対象者が公表を恐れ、調査に消極的になること

等です。こうした弊害が最小限に抑えられるように概要版を作成し、被害児童生徒及びその保護者の公表に対する意向や、意義、弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表します。

(1) 被害児童生徒及びその保護者への確認

被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行い、保護者の意向だけでなく、被害児童生徒の意向を確認します。なお、どちらかが公表を望まない場合には、原則として非公表とする旨をあらかじめお伝えします。

(2) 加害児童生徒及びその保護者への確認

いじめの具体的内容については、加害児童生徒の情報という側面もありますが、公表に際し、加害児童生徒及びその保護者の同意を得ることは行いません。ただし、公表する内容については、個人が特定されないように適切な配慮をします。

(3) 意向確認のための期間

速やかな公表が求められることから、調査結果・公表ガイドラインの説明から、概ね2週間程度を目途として、被害児童生徒及びその保護者の意向を確認します。

5 公表の仕方について

(1) 公表方法

「公表」とは、誰もが容易に内容を閲覧できる状態におくことであり、具体的には習志野市教育委員会ホームページへの掲載により公表します。

(2) 公表資料

「3 公表資料作成における留意事項」に従って概要版を作成し、対策委員会に報告の上、その目的や意義における適正性について確認した上で、公表資料とします。

なお、概要版は被害児童生徒及び保護者に対して、公表前に確認をします。

(3) 公表期間

公表期間は6カ月とします。ただし、期間中に被害児童生徒及びその保護者に意向の変化が生じた場合、公表の継続が困難な事情が生じた場合等は中止することとします。また、当初非公表とした場合においては、原則として公表の再検討は行いません。

〈概要版の例〉

調査報告書【概要版】

※本報告書は、〇年〇月〇日に（調査主体）から提出のあった報告書を基に、本市の公表ガイドラインに従って、習志野市いじめ問題対策委員の確認のもと、事務局が公表のための概要版として作成したものである。

1. 事案の概要について

2. いじめの定義等

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

本事案は、上記のいじめ防止対策推進法第2条第1項の定義に則り、いじめ行為を調査、認定したものである。

3. いじめ行為の認定について

4. 学校等の対応について

5. 今後の再発防止について

別表 調査主体と組織

習志野市いじめ問題対策委員（第三者委員会）名簿